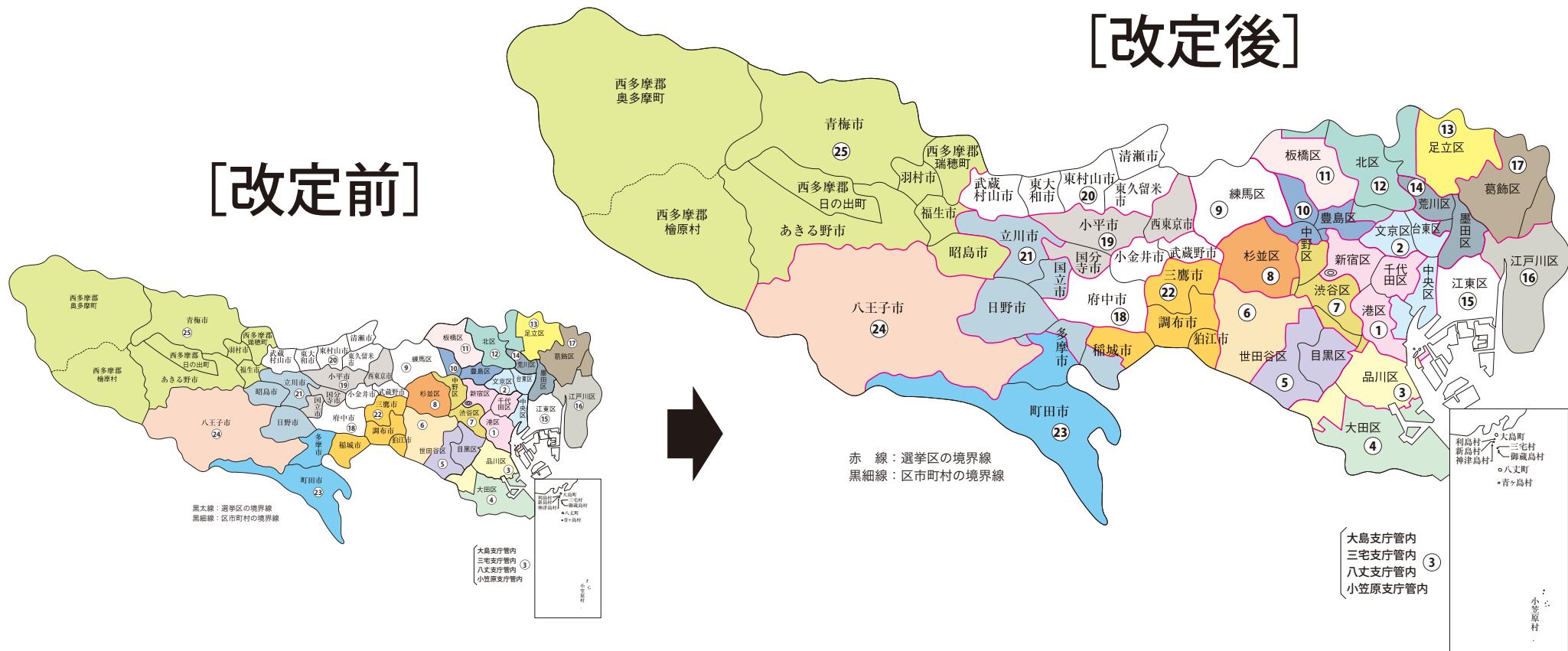


衆議院議員選挙の小選挙区が改定されました。
次の衆議院議員総選挙からは、新しい選挙区で選挙が行われます。

東京都

[改定前]



お問い合わせは

- 総務省選挙部
 - 都道府県選挙管理委員会
 - 市区町村選挙管理委員会

新選挙区

第1区の区域		第2区の区域		第3区の区域						
千代田区 港区	新宿区 本庁管内 新宿区四谷特別出張所管内 新宿区簞笥町特別出張所管内 新宿区櫻町特別出張所管内 新宿区若松町特別出張所管内 新宿区大久保特別出張所管内 新宿区戸塚特別出張所管内 新宿区落合第一特別出張所管内 下落合1丁目、下落合2丁目、下落合3丁目、下落合4丁目、中落合2丁目、高田馬場3丁目 ^{新宿区柏木特別出張所管内 新宿区角筈特別出張所管内}	中央区 港区 第1区に属しない区域 文京区 台東区 台東1丁目～4丁目、柳橋1丁目、柳橋2丁目、浅草橋1丁目～5丁目、鳥越1丁目、鳥越2丁目、藏前1丁目～4丁目、小島1丁目、小島2丁目、三筋1丁目、三筋2丁目、秋葉原、上野1丁目～7丁目、東上野1丁目～5丁目、元浅草1丁目～4丁目、寿1丁目～4丁目、駒形1丁目、駒形2丁目、北上野1丁目、北上野2丁目、下谷1丁目、下谷2丁目（1番から12番まで、13番6号から13番13号まで及び16番から23番まで）、下谷3丁目、根岸1丁目～5丁目、入谷1丁目（4番から8番まで、15番から20番まで及び29番から31番まで）、入谷2丁目（34番から39番まで）、童草1丁目～3丁目、西浅草1丁目、雷門1丁目、雷門2丁目、浅草1丁目、浅草2丁目（1番から12番まで及び28番から35番まで）、花川戸1丁目、花川戸2丁目、千束2丁目（33番から36番まで）、日本堤2丁目（36番から39番まで）、三ノ輪1丁目、三ノ輪2丁目、池之端1丁目～4丁目、上野公園、上野桜木1丁目、上野桜木2丁目、谷中1丁目～7丁目	品川区 品川区品川第一地域センター管内 品川区品川第二地域センター管内 品川区大崎第一地域センター管内 東五反田1丁目～3丁目、西五反田1丁目、西五反田2丁目（1番から21番まで）、西五反田8丁目（4番1号から4番13号まで、5番、6番10号から6番23号まで、7番及び8番）、小山台1丁目、小山1丁目、荏原1丁目 ^{品川区大崎第二地域センター管内（西五反田6丁目及び西五反田7丁目に属する区域を除く。）} 品川区大井第一地域センター管内 品川区大井第二地域センター管内 品川区大井第三地域センター管内 品川区荏原第一地域センター管内 品川区荏原第二地域センター管内 品川区荏原第三地域センター管内 品川区荏原第四地域センター管内 品川区荏原第五地域センター管内 品川区八潮地域センター管内	大田区 大田区嶺町特別出張所管内 大田区田園調布特別出張所管内 大田区鶴の木特別出張所管内（鶴の木2丁目及び鶴の木3丁目に属する区域に限る。） ^{大田区久が原特別出張所管内（千鳥1丁目及び池上3丁目に属する区域を除く。）} 大田区雪谷特別出張所管内 大田区千束特別出張所管内 東京都大島支庁管内 東京都三宅支庁管内 東京都八丈支庁管内 東京都小笠原支庁管内						
第4区の区域		第5区の区域		第6区の区域		第7区の区域				
大田区 第3区に属しない区域	目黒区 目黒区北部地区サービス事務所管内（上目黒2丁目（47番から49番まで）に属する区域に限る。） 目黒区東部地区サービス事務所管内（中目黒5丁目、下目黒4丁目（21番から3番まで）、下目黒5丁目（8番から37番まで）、下目黒6丁目及び目黒本町1丁目に属する区域に限る。） 目黒区中央地区サービス事務所管内（目黒4丁目（6番から11番まで）に属する区域を除く。） 目黒区南部地区サービス事務所管内 目黒区西部地区サービス事務所管内	世田谷区 世田谷区池尻まちづくりセンター管内 世田谷区太子堂まちづくりセンター管内 世田谷区下馬まちづくりセンター管内 世田谷区上馬まちづくりセンター管内 世田谷区代沢まちづくりセンター管内 世田谷区奥沢まちづくりセンター管内	世田谷区 世田谷区九品仏まちづくりセンター管内 世田谷区等々力まちづくりセンター管内 世田谷区上野毛まちづくりセンター管内 世田谷区用賀まちづくりセンター管内 世田谷区深沢まちづくりセンター管内 世田谷区 世田谷区第5区に属しない区域	品川区 品川区第5区に属しない区域 中野区 中野区 南台1丁目～5丁目、弥生町1丁目～6丁目、本町1丁目～6丁目、中央1丁目～5丁目、東中野1丁目、東中野2丁目、東中野4丁目、東中野5丁目、中野1丁目～4丁目、中野5丁目（10番から68番まで）、新井1丁目（1番から35番まで）、新井2丁目、新井3丁目、野方1丁目、野方2丁目（1番から31番まで及び41番から62番まで） ^{杉並区（方南1丁目及び方南2丁目に属する区域に限る。）}	渋谷区 渋谷区 中野区 中野区 南台1丁目～5丁目、弥生町1丁目～6丁目、本町1丁目～6丁目、中央1丁目～5丁目、東中野1丁目、東中野2丁目、東中野4丁目、東中野5丁目、中野1丁目～4丁目、中野5丁目（10番から68番まで）、新井1丁目（1番から35番まで）、新井2丁目、新井3丁目、野方1丁目、野方2丁目（1番から31番まで及び41番から62番まで） ^{杉並区（方南1丁目及び方南2丁目に属する区域に限る。）}	杉並区 杉並区 第7区に属しない区域				
第10区の区域				第11区の区域						
新宿区 第1区に属しない区域	豊島区 本庁管内 東池袋1丁目～5丁目、南池袋1丁目～4丁目、西池袋1丁目～5丁目、池袋1丁目～4丁目、池袋本町1丁目～4丁目、雑司が谷1丁目～3丁目、高田1丁目～3丁目、自白1丁目～4丁目 ^{豊島区東部区民事務所管内（南塚3丁目及び東池袋5丁目に属する区域に限る。）} 豊島区西部区民事務所管内	練馬区 旭丘1丁目～5丁目、小竹町1丁目、小竹町2丁目、栄町、羽沢1丁目～3丁目、豊玉上1丁目、豊玉北1丁目、豊玉北2丁目、桜台1丁目～6丁目、錦1丁目、錦2丁目、氷川台1丁目～4丁目、平和台1丁目～4丁目、早宮1丁目～4丁目、北町1丁目～8丁目、田柄1丁目、田柄2丁目、田柄3丁目（14番から30番まで）、田柄4丁目、田柄5丁目（21番から28番まで）、光が丘1丁目	板橋区 板橋区管内 板橋1丁目～4丁目、加賀1丁目、加賀2丁目、大山東町、大山金井町、熊野町、中丸町、南町、稻荷台、仲宿、氷川町、栄町、大山町、大山西町、幸町、中板橋、仲町、弥生町、本町、大和町、双葉町、富士見町、大谷口上町、大谷口北町、大谷口1丁目、大谷口2丁目、向原1丁目～3丁目、小茂根1丁目～5丁目、常盤台1丁目～4丁目、南常盤台1丁目、南常盤台2丁目、東新町1丁目、東新町2丁目、上板橋1丁目～3丁目、清水町、蓮沼町、大原町、泉町、宮本町、志村1丁目～3丁目、相生町、前野町1丁目～6丁目、三園2丁目、東山町、桜川1丁目～3丁目、若木1丁目～3丁目、蓮根1丁目～3丁目 ^{東京都板橋区赤塚支所管内}	板橋区 板橋区 本庁管内 板橋1丁目～4丁目、加賀1丁目、加賀2丁目、大山東町、大山金井町、熊野町、中丸町、南町、稻荷台、仲宿、氷川町、栄町、大山町、大山西町、幸町、中板橋、仲町、弥生町、本町、大和町、双葉町、富士見町、大谷口上町、大谷口北町、大谷口1丁目、大谷口2丁目、向原1丁目～3丁目、小茂根1丁目～5丁目、常盤台1丁目～4丁目、南常盤台1丁目、南常盤台2丁目、東新町1丁目、東新町2丁目、上板橋1丁目～3丁目、清水町、蓮沼町、大原町、泉町、宮本町、志村1丁目～3丁目、相生町、前野町1丁目～6丁目、三園2丁目、東山町、桜川1丁目～3丁目、若木1丁目～3丁目、蓮根1丁目～3丁目 ^{東京都板橋区赤塚支所管内}	第12区の区域	第13区の区域	第14区の区域	第16区の区域	第17区の区域	第19区の区域
豊島区 第10区に属しない区域	足立区 足立区 立川市 北区 板橋区 第11区に属しない区域	足立区 第12区に属しない区域	台東区 第2区に属しない区域 墨田区 荒川区	江戸川区 本庁管内 中央1丁目～4丁目、松島1丁目～4丁目、松江1丁目～7丁目、東小松川1丁目～4丁目、西小松川町、大杉1丁目～5丁目、西一之江1丁目～4丁目、春江町4丁目、一之江1丁目～8丁目、西瑞江4丁目、江戸川4丁目、松本1丁目、松本2丁目 ^{江戸川区小松川事務所管内 江戸川区葛西事務所管内 江戸川区東部事務所管内 江戸川区鹿骨事務所管内}	江戸川区 本庁管内 中央1丁目～4丁目、松島1丁目～4丁目、松江1丁目～7丁目、東小松川1丁目～4丁目、西小松川町、大杉1丁目～5丁目、西一之江1丁目～4丁目、春江町4丁目、一之江1丁目～8丁目、西瑞江4丁目、江戸川4丁目、松本1丁目、松本2丁目 ^{江戸川区小松川事務所管内 江戸川区葛西事務所管内 江戸川区東部事務所管内 江戸川区鹿骨事務所管内}	葛飾区 江戸川区 第16区に属しない区域	小平市 国分寺市 西東京市			
第21区の区域				第22区の区域		第23区の区域				
八王子市（東中野及び大塚に属する区域に限る。） 立川市 日野市 国立市	多摩市 閑戸1丁目～4丁目、閑戸5丁目（1番から8番まで及び13番から31番まで）、連光寺、連光寺1丁目～6丁目、東寺方1丁目、一ノ宮、一ノ宮1丁目～4丁目、聖ヶ丘1丁目（1番から24番まで、35番及び44番）、聖ヶ丘2丁目～5丁目 ^{稻城市 坂浜、平尾、平尾1丁目～3丁目、長峰1丁目～3丁目、若葉台1丁目～4丁目}	三鷹市 調布市 狛江市 稻城市	町田市 多摩市 狛江市 稻城市	八王子市 第21区に属しない区域	青梅市 あきる野市 昭島市 西多摩郡 福生市 羽村市					

※第9区、第15区、第18区、第20区は選挙区の変更はありません。